

## 国際日本文化研究センターセンター会議規則

〔平成18(2006)年 7月 6日 制定〕  
〔令和 6(2024)年 3月 8日 最終改正〕

(趣旨)

**第1条** この規則は、国際日本文化研究センター組織運営規則（以下「組織運営規則」という。）第12条の規定に基づく国際日本文化研究センターセンター会議（以下「会議」という。）に関し、必要な事項を定める。

(構成)

**第2条** 会議は、所長、教授、准教授（大学共同利用機関法人人間文化研究機構特定有期雇用職員規程第3条第1号に規定する特任研究員を除く。）、管理部長並びに管理部、国際研究推進部及び情報管理施設の各課長をもって構成する。

2 前項の規定に関わらず、テニュアトラック期間中の准教授、管理部長並びに管理部、国際研究推進部及び情報管理施設の各課長は、教員人事に関する事項を審議する議事に参加しないものとする。

(議長)

**第3条** 会議は、所長が招集し、その議長となる。なお、所長に事故があるとき、又は欠けたときは、副所長がその職務を代行する。

(会議の開催)

**第4条** 会議は、月2回(第1木曜日及び第3木曜日を原則とする。)開催するものとする。  
なお、所長が必要と認めた場合は、臨時に会議を開催することができる。

(議事及び運営)

**第5条** 会議は、休職者等及び出張中の者を除き、構成員の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

3 前2項の規定に関わらず、教員人事に関する事項については、構成員（休職者等及び出張中の者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。この場合の議決は票決によるものとし、有効投票の3分の2以上の賛成を必要とする。

(構成員以外の者の出席)

**第6条** 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、議案に関し説明又は意見を聴取することができる。

(会議の事務)

**第7条** 会議の事務は、管理部総務課において行う。

(その他)

**第8条** この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、所長が別に定める。

**附 則**

この規則は、平成18年7月6日から施行し、平成17年6月23日から適用する。

**附 則**

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和4(2022)年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和5(2023)年4月1日から施行する。

**附 則**

この規則は、令和6(2024)年4月1日から施行する。